12　職員団体等の関係

（1）職員団体の登録

ア　新規登録

本年度の新規登録の申請はなかった。

イ　解散届

本年度の解散届の申請はなかった。

ウ　変更登録

団体名	登録年月日	変更事項
新潟県庁職員労働組合	2. 4. 1	役員の変更
新潟県教職員組合	2. 4. 1	役員の変更
新潟県県央地区教職員組合	2. 4. 3	役員の変更
新潟県下越地区教職員組合	2. 4. 7	役員の変更
佐渡市教職員組合	2. 4. 7	役員の変更
新潟県魚沼教職員組合	2. 4. 7	役員の変更
新潟県高等学校教職員組合	2. 4. 1	役員の変更
新潟県村上市岩船郡教職員組合	2. 4. 7	役員の変更
新潟県柏崎市刈羽郡教職員組合	2. 4.17	役員の変更
新潟県長岡地域教職員組合	2. 4. 1	役員の変更
新潟県上越地区教職員組合	2. 4.13	役員の変更
新潟県教職員労働組合	2. 4. 7	役員の変更
新潟市地区教職員組合	2. 4.13	役員の変更

エ　登録の状況（14団体）

名　　称	登　録 番　号	登　録 年月日	主たる事務所所在地	法人 格の 有無	単位団体・ 連合体の別	構成員数 （人）	最 近 の 変更登録 年 月 日
新 潟 県 庁 職 員 労　働　組　合	第１号	41.10. 8	新潟市中央区新光町 ４番地１新潟県庁内	有	連合体	構成団体数 15（団体）	2. 4. 1
新潟県教職員組合	第３号	41.10. 8	新潟市中央区新光町 ７番地４	有	連合体	構成団体数 9（団体）	2. 4. 1
新 潟 県 県 央 地 区 教　職　員　組　合	第６号	42. 1.18	燕市井土巻1848番地 ４	有	単位団体	1,181	2. 4. 3
新 潟 県 下 越 地 区 教　職　員　組　合	第７号	42. 3. 9	新発田市豊町１丁目 ２番13号	有	単位団体	1,008	2. 4. 7
佐渡市教職員組合	第８号	43.12.26	佐渡市八幡町330－ ３	有	単位団体	352	2. 4. 7
新　潟　県　魚　沼 教　職　員　組　合	第９号	45. 4. 7	南魚沼市浦佐895番 地３	有	単位団体	1,167	2. 4. 7
新 潟 県 高 等 学 校 教　職　員　組　合	第10号	45. 4.26	新潟市中央区川岸町 ２丁目11－４	有	単位団体	1,128	2. 4. 1
新潟県村上市岩船郡 教　職　員　組　合	第11号	46.12. 3	村上市大字村上1475 番地	有	単位団体	363	2. 4. 7
新潟県公立高等学校 教　職　員　組　合	第15号	2. 3.19	新潟市中央区長潟３ 丁目６番12号	有	単位団体	43	31. 4. 1
新 潟 県 柏 崎 市 刈羽郡教職員組合	第17号	6. 3.30	柏崎市駅前２丁目２ 番18号	有	単位団体	525	2. 4.17
新 潟 県 長 岡 地 域 教　職　員　組　合	第18号	6. 3.30	長岡市台町２丁目９ 番13号	無	単位団体	1,296	2. 4. 1
新 潟 県 上 越 地 区 教　職　員　組　合	第22号	9. 5. 8	上越市大字土橋字中 島816番地１	有	単位団体	1,495	2. 4.13
新　潟　県　教　職　員 労　働　組　合	第24号	16. 3.11	新潟市北区柳原６丁 目３番３号	無	単位団体	14	2. 4. 7
新　潟　市　地　区 教　職　員　組　合	第26号	29. 3.23	新潟市中央区旭町通 一番町８６	無	単位団体	2,425	2. 4.13

（２）管理職員等の範囲

管理職員等と管理職員等以外の職員は、地方公務員法第52条第３項の規定により同一の職員団体を組織することができない。

また、管理職員等の範囲は同条第４項の規定により、人事委員会規則で定めることとされ、「管理職員等の範囲を定める規則（人事委員会規則第12－３号)」で定められているところである。

令和３年４月１日の組織変更等に伴い、上記規則を下記のとおり改正した。

改正内容

○　令和３年４月１日の組織変更等に伴うもの

・　知事部局の行財政改革監を新たに指定した。

・　近代美術館の館長を新たに指定した。

機　　関		職
本庁	議会事務局	事務局長　次長　課長　課長補佐 （総務課関係） 秘書係長
	知事部局	危機管理監　行財政改革監　部長　局長　参与　広報監　副危機管理監　国際企画監　情報企画監　副部長　副局長　次長　都市局長　技監　政策統括監　政策監　課長　室長（韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。）　センター長　企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。）　国際企画主幹　法務管理監　情報主幹　課長補佐　室長補佐　センター長補佐　総務係長（主管課に置かれるものに限る。）　総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） （知事政策局政策企画課関係） 総括政策企画員　政策企画員 （知事政策局秘書課関係） 参事　総務係長　秘書係長　副参事（秘書の事務を行うものに限る。）　総務係及び秘書係の主査、主任及び主事 （総務管理部財政課関係） 財政調整員 （総務管理部人事課関係） 企画調査係長　人事係長　人材育成係長　給与係長　健康管理室の副参事　人事調査員　企画調査係、人事係、人材育成係及び給与係の主査、主任及び主事（企画に関する事務を行うものに限る。） （総務管理部行政改革課関係） 政策企画員　主査、主任及び主事（組織に関する事務を行うものに限る。） （総務管理部法務文書課関係） 法務班の法務調整員、主査、主任及び主事（法規審査に関する事務を行うものに限る。） （総務管理部管財課関係） 庁舎管理係長　警備長　副警備長
	出納局	会計管理者　局長　課長　課長補佐

機　　関		職
本庁		（管理課関係） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。）
	教育委員会事務局	教育次長　政策監　課長　室長　企画主幹　課長補佐 （総務課関係） 参事　職員係長　給与係長　副参事（法規審査に関する事務を行うものに限る。）　職員係の主査、主任及び主事（人事、職員団体に関する事務を行うものに限る。）　給与係の主査及び主任　主査及び主任（法規審査に関する事務を行うものに限る。） （義務教育課関係） 参事　管理企画係長　管理第１係長　管理第２係長　管理主事

		（高等学校教育課関係） 参事　審査調整係長　管理係長　企画振興係長　管理主事　審査調整係の職員団体に関する事務を行う主査、主任及び主事
	選挙管理委員会事務局	書記長
	監査委員事務局	事務局長　次長　次長補佐
	人事委員会事務局	事務局長　課長　課長補佐　係長　主査　主任　任用係、給与係及び審査係の主事（企画に関する事務を行うものに限る。）
	労働委員会事務局	事務局長　課長　課長補佐
本庁以外の機関	地域振興局	局長　部長　所長　医監　副部長　副所長　センター長（県民サービスセンター長を除く。）　次長　農林事務所長　維持管理事務所長　分所長　農林事務所次長　維持管理事務所次長　総務課長　庶務課長　総務福祉課長　企画調整課長（庶務に関する事務を行うものに限る。）　業務課長（港湾事務所（新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所を除く。）及び佐渡地域振興局地域整備部に置かれるものに限る。）　総務係長（津川地区振興事務所に置かれるものを除く。）
	東京事務所	所長　副所長
	消費生活センター	所長
	消防学校	校長　教頭　総務課長
	歴史博物館	館長　副館長
	愛鳥センター紫雲寺さえずりの里	所長
	佐渡トキ保護センター	所長
	放射線監視センター	所長　次長
	中央福祉相談センター	所長　次長
	保健環境科学研究所	所長　次長
	精神保健福祉センター	所長　次長
	食肉衛生検査センター	所長　次長
	コロニーにいがた白岩の里	所長　次長　管理部長　総務課長
	はまぐみ小児療育センター	所長　事務長　事務長補佐
	新潟学園	園長　次長
	工業技術総合研究所	所長　次長　総務課長
	工業技術総合研究所技術支援センター	センター長
	醸造試験場	場長

機　　関		職
本庁以外の機関	計量検定所	所長　次長
	大阪事務所	所長　副所長
	職業能力開発校	校長　副校長　総務課長　庶務課長　能力開発支援課長（庶務に関する事務を行うものに限る。）
	農業総合研究所	所長　副所長　管理部長
	農業総合研究所作物研究センター	センター長
	農業総合研究所園芸研究センター	センター長　総務課長
	農業総合研究所畜産研究センター	センター長　総務課長

	農業総合研究所食品研究センター	センター長　総務課長
	農業総合研究所高冷地農業技術センター	センター長
	農業総合研究所中山間地農業技術センター	センター長
	農業総合研究所佐渡農業技術センター	センター長
	病害虫防除所	所長　次長
	農業大学校	校長　管理部長　副校長
	森林研究所	所長　総務課長
	水産海洋研究所	所長　総務課長　越路丸船長
	水産海洋研究所佐渡水産技術センター	センター長
	内水面水産試験場	場長　総務課長
	妙法育成牧場	場長
	家畜保健衛生所	所長　次長
	家畜保健衛生所支所	支所長
	流域下水道事務所	所長　次長
	教育事務所	所長　次長　学校支援第１課長　学校支援第２課長　管理主事
	教育センター	所長　次長（人事、給与、服務に関する事務を行うものに限る。）
	図書館	館長　副館長
	生涯学習推進センター	所長　次長
	少年自然の家	所長　次長
	近代美術館	館長　副館長
	近代美術館万代島美術館	万代島美術館長
	文書館	館長　副館長
	高等学校	校長　副校長　教頭　事務長　海洋丸船長
	中等教育学校	校長　教頭　事務長
	新潟県立幼稚園	園長　教頭
	特別支援学校	校長　教頭　事務長

備考
1　本庁の部中「知事部局」とは、新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第８号。以下「県組織規則」という。）第６条から第６条の10までに規定する機関をいい、「出納局」とは、県組織規則第７条に規定する機関をいい、「選挙管理委員会事務局」とは、自治法第191条第１項に規定する職員により構成される機関をいう。
2　本表中職の欄に掲げられている職について事務取扱、心得等の発令をされているものは、それぞれ当該職に含まれるものとする。
3　本庁の部中「課長補佐」及び「室長補佐」とは、２以上の課長補佐又は室長補佐を置く課又は室にあっては、そのものの職務がもっぱら人事、給与、服務等（以下「労働関係」という。）に関する事務以外の事務又は技術に限られるものを除いたものをいう。
4　本庁の部教育委員会事務局の項中「参事」とは、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第４号）第25条の規定により、置かれるもののうち労働関係又は法規審査に関する事務を処理する者をいう。

（３）職員団体等の規約の認証

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に定める要件を備える職員団体等は、その規約について認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会又は公平委員会）の認証を受けて法人となることができるが、今までに当委員会が認証したものはない。